特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県東近江市長

公表日

令和5年4月3日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がい又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。国民年金の事業は国が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積立金の運用等一切については、国が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は市町村長に委任されている。本市が行っている事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。東近江市は、本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認に利用する。 ②上記に挙げた事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル	•
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)及び別表第1第31号 この事務の実施者は厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金請求者の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・なし (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金給付に関する事務」 が含まれる項(47)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康医療部 保険年金課

①部署	健康医療部 保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未济	満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(2) 1,000人以上1 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	万人未満 万人未満
	いつ時点の計数か	令和	12年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	2年1月1日 時点			
3. 重大事	· 牧					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策			
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書])重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 ・又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
されている。			
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	各		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	太田 和政	夏原 善治	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職	夏原 善治	課長	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断項目 計数の時 点	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	I - 1対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	II - 2対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	<u> </u>	項目追加	事後	国様式の変更による
令和2年1月 29日	I - 1対象人数(いつの時点 の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年1月 29日	エー2対象人数(いつの時点 の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月3日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署	市民環境部 保険年金課	健康医療部 保険年金課	事後	
令和5年4月3日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	東近江市市民環境部保険年金課	東近江市健康医療部保険年金課	事後	